

## 平成 26 年度自動車騒音の常時監視結果について

宜野湾市では、騒音規制法に基づいて自動車交通騒音の常時監視を行っており、平成 26 年度の環境基準達成状況の評価結果をまとめましたので、公表します。

### 1 概要

自動車交通騒音の常時監視は、騒音規制法第 18 条に基づき都道府県及び市が自動車騒音の状況を監視し、同法第 19 条において結果を公表するものとされています。宜野湾市でも平成 24 年度から自動車交通騒音の常時監視を行っています。

この自動車騒音常時監視では、「騒音に係る環境基準（平成 10 年環境庁告示第 64 号）」に基づいて、自動車騒音の影響がある道路に面する地域における環境基準の達成状況の評価を実施しています。

当監視では、「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成 23 年 9 月 14 日付け環境省環境管理局长通知）」に基づき実施計画を策定し、原則、5 年間で監視の対象となる地域全体の評価を行うこととしています。

### 2 評価対象道路

平成 26 年度は、幹線道路 9 区間に面する地域について、2, 131 戸の住居等を対象に騒音に係る環境基準の達成状況の評価を行いました。

（評価区間は表 1 および図 1 参照）

### 3 評価方法（面的評価）

自動車騒音の常時監視は、評価区間（※1）を代表する地点で測定した騒音レベルから、各住居等（※2）の道路からの距離減衰や建物(群)の遮へいによる減衰等を考慮した推計式に基づき、幹線交通を担う道路（※3）の沿道（道路両端）から 50m までの範囲にある個々の住居等が受ける騒音レベルを算出し、評価区間内における全住居等のうち環境基準を超過する戸数及び超過する割合により評価することとされています。（以下「面的評価」といいます。）

※1「評価区間」とは、評価の実施にあたり、監視の対象となる道路を自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割したものをいいます。

※2「住居等」とは、住居、病院、学校等をいいます。

※3「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道をいいます。

表1 環境基準達成状況の評価結果（区間別）

一連番号	評価対象道路		評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	測定地点の住所	基準点の等価騒音レベル		騒音測定年度	騒音測定地点番号	評価区間の延長 (k.m)	評価区間全体 ①+②					
	(1) 路線名	(2) 車線数				昼間 (dB)	夜間 (dB)				評価対象 住居等戸数 a+b+c+d+e (戸)	昼間のみ 基準以下 c (戸)	夜間のみ 基準以下 d (戸)	昼間・夜間 とも基準値 以下 b (戸)	昼間・夜間 とも基準値 超過 e (戸)	
																(戸)
9	12-13	一般国道330号	4	宜野湾市普天間1丁目34	宜野湾市普天間2丁目50	宜野湾市字普天間1丁目33	70	66	2005	3	0.5	136	110	26	0	0
10	13-14	一般国道330号	4	宜野湾市普天間2丁目50	宜野湾市普天間2丁目43	宜野湾市字愛知507	69	65	2005	4	0.3	91	91	0	0	0
11	14-15	一般国道330号	4	宜野湾市普天間2丁目43	宜野湾市宜野湾3丁目1	宜野湾市字愛知507	69	65	2005	4	3.8	975	974	1	0	0
12	15-16	一般国道330号	4	宜野湾市宜野湾3丁目1	宜野湾市我如古4丁目1	宜野湾市字愛知507	69	65	2005	4	1.1	477	470	0	0	7
13	16-17	一般国道330号	4	宜野湾市我如古4丁目1	宜野湾市我如古3丁目12	宜野湾市字愛知507	69	65	2005	4	0.2	112	112	0	0	0
14	17-18	一般国道330号	4	宜野湾市我如古3丁目12	宜野湾市我如古3丁目13	宜野湾市字愛知507	69	65	2005	4	0.2	56	44	0	0	12
15	19-20	一般国道330号	6	宜野湾市嘉数2丁目16	宜野湾市嘉数3丁目20	宜野湾市嘉数2丁目13	69	64	2005	5	0.6	159	89	0	3	67
17	15-25	沖縄県道32号線(併設道路)	2	宜野湾市長田4丁目2	宜野湾市長田4丁目5	宜野湾市長田4丁目4	59	51	2014	13	0.2	112	112	0	0	0
18	26-27	沖縄県道32号線(併設道路)	2	宜野湾市長真志2丁目2	宜野湾市長真志2丁目6	宜野湾市長真志2丁目3	52	43	2014	14	0.1	13	13	0	0	0
									合計	7.0	2,131	2,015	27	3	86	

※ 評価区間の左の番号は始点を、右の番号は終点を表しており、「図1 評価区間図」に示す評価区間の始点/終点の番号と対応している。



図1 評価区間図

#### 4 ローテーション

平成 18 年度より、環境省における事務処理基準の改正に伴い監視地域に関する基礎調査の実施頻度が明記され、効率的に適切な事務の遂行、ローテーションで評価区間を評価することが可能となりました。ここで、ローテーションとは、図 2 に示すとおり、過年度で報告された評価結果のうち、報告可能なものについては各年度の報告に含めるという考え方です。宜野湾市で監視する必要のある評価区間の評価が一通り完了し、ローテーションが一巡した以降の評価結果は、地域全体の評価結果となり、環境改善状況の経年変化等を適切に把握することができます。

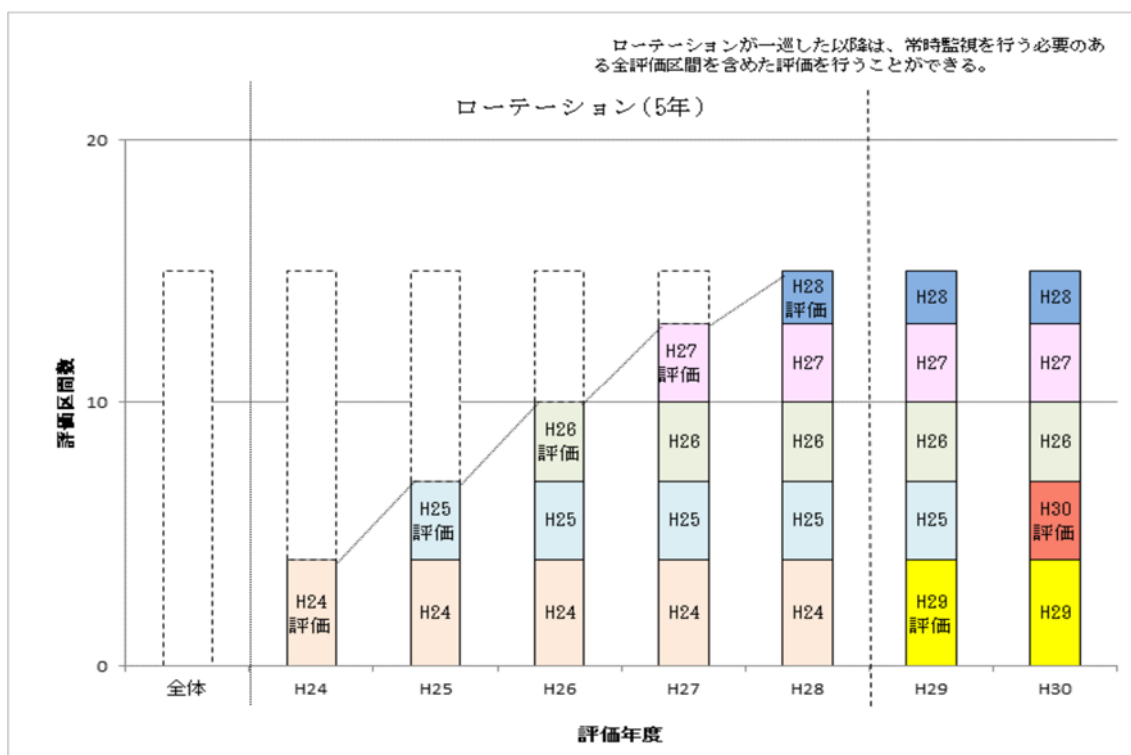


図 2 ローテーションの考え方

宜野湾市では上記の考え方にに基づき、平成 24 年度以降は、合計 35 の評価区間の常時監視を行うこととしております。

#### 5 環境基準達成状況

平成 26 年度に面的評価を行った 9 区間（詳細は表 1 参照）の合計 2,131 戸のうち、昼間（6 時～22 時）及び夜間（22 時～6 時）ともに環境基準を達成（＝基準値以下）したのは 2015 戸（95%）である。

個別の評価区間については、昼夜ともに環境基準を達成した評価区間は評価区間 13-14、評価区間 14-15、評価区間 16-17、評価区間 15-25 及び評価区間 26-27 であった。

（図 3・表 2 参照）

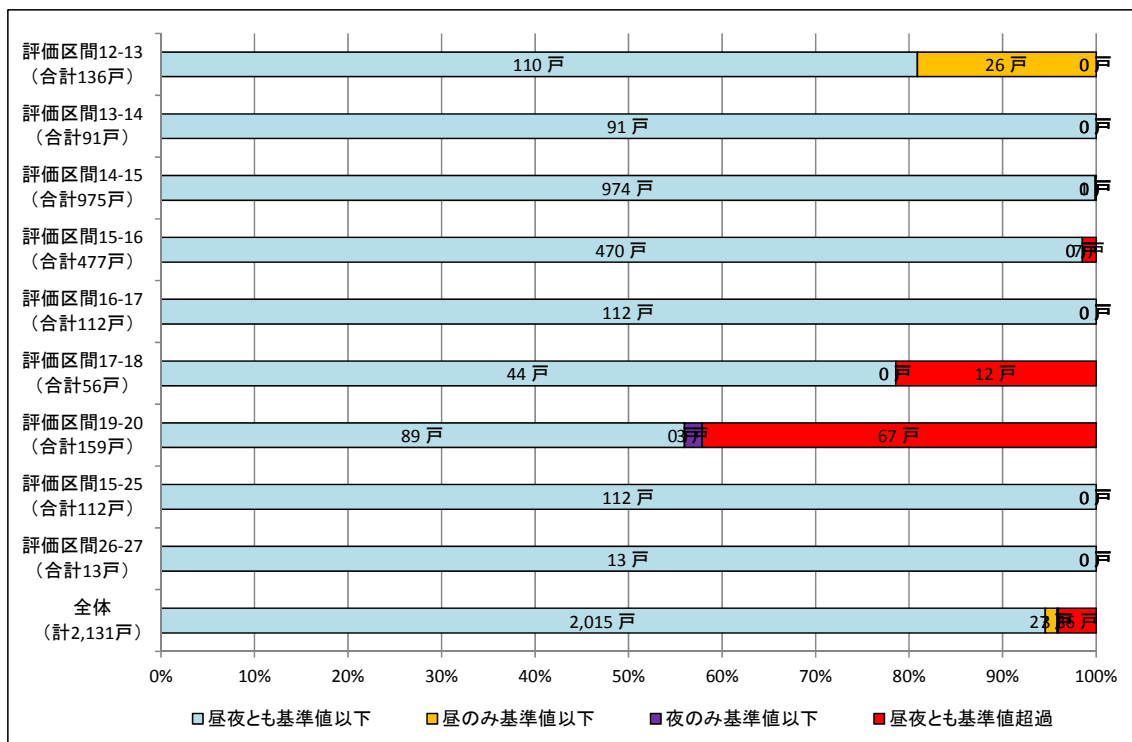


図3 環境基準達成状況

表2 環境基準達成状況

	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
評価期間12-13 (合計136戸)	110戸 81%	26戸 19%	0戸 0%	0戸 0%
評価期間13-14 (合計91戸)	91戸 100%	0戸 0%	0戸 0%	0戸 0%
評価期間14-15 (合計975戸)	974戸 100%	1戸 0%	0戸 0%	0戸 0%
評価期間15-16 (合計477戸)	470戸 99%	0戸 0%	0戸 0%	7戸 1%
評価期間16-17 (合計112戸)	112戸 100%	0戸 0%	0戸 0%	0戸 0%
評価期間17-18 (合計56戸)	44戸 79%	0戸 0%	0戸 0%	12戸 21%
評価期間19-20 (合計159戸)	89戸 56%	0戸 0%	3戸 2%	67戸 42%
評価期間15-25 (合計112戸)	112戸 100%	0戸 0%	0戸 0%	0戸 0%
評価期間26-27 (合計13戸)	13戸 100%	0戸 0%	0戸 0%	0戸 0%
全体 (計2,131戸)	2,015戸 95%	27戸 1%	3戸 0%	86戸 4%

注. 割合の合計は四捨五入により、100%にならない場合があります。